ぐんま版消費者教育教材

9 相談事例 ④マルチ商法

群馬県 生活こども部 消費生活課 令和6年3月改訂

気を付けてほしいトラブル事例

相談事例④マルチ商法のトラブル

マルチ商法とは

商品やサービスを契約して 会員になり、他の人を紹介 してその人が契約すれば、 紹介料がもらえる商法。

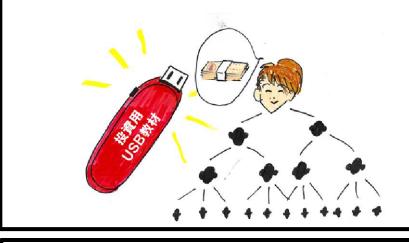


マルチ商法のトラブル 概要

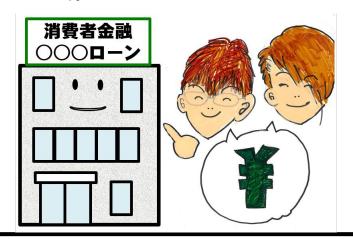
①先輩から久しぶりに連絡があり会ったら、「簡単に儲かる」投資を勧められた



②投資用USBを購入して、友達を誘って紹介料をもらうという仕組みだった



③断り切れず、消費者金融でローンを組んでUSBを購入



④友達を誘っても断られて友達を失い、投 資もできずローンの返済ができなくなった

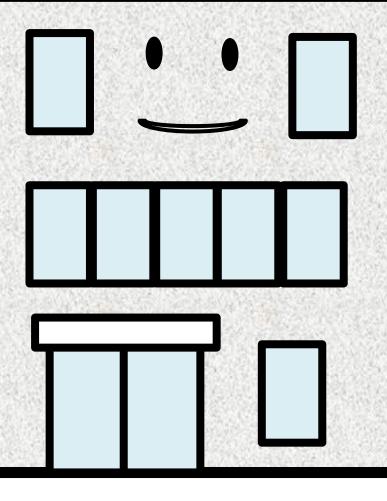


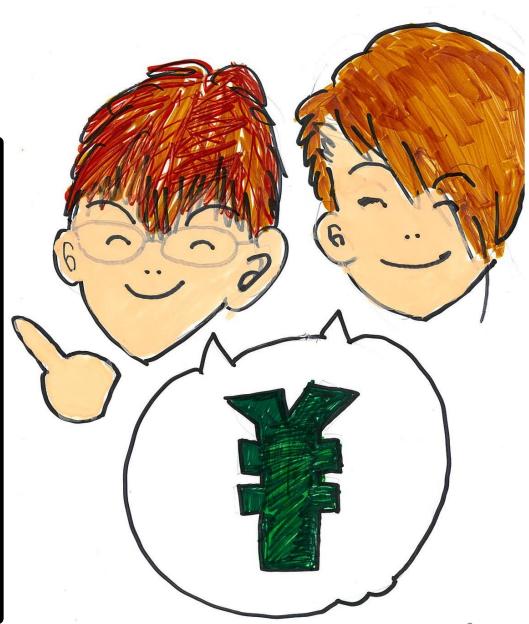
ロールプレイで確認しよう マルチ商法のトラブル

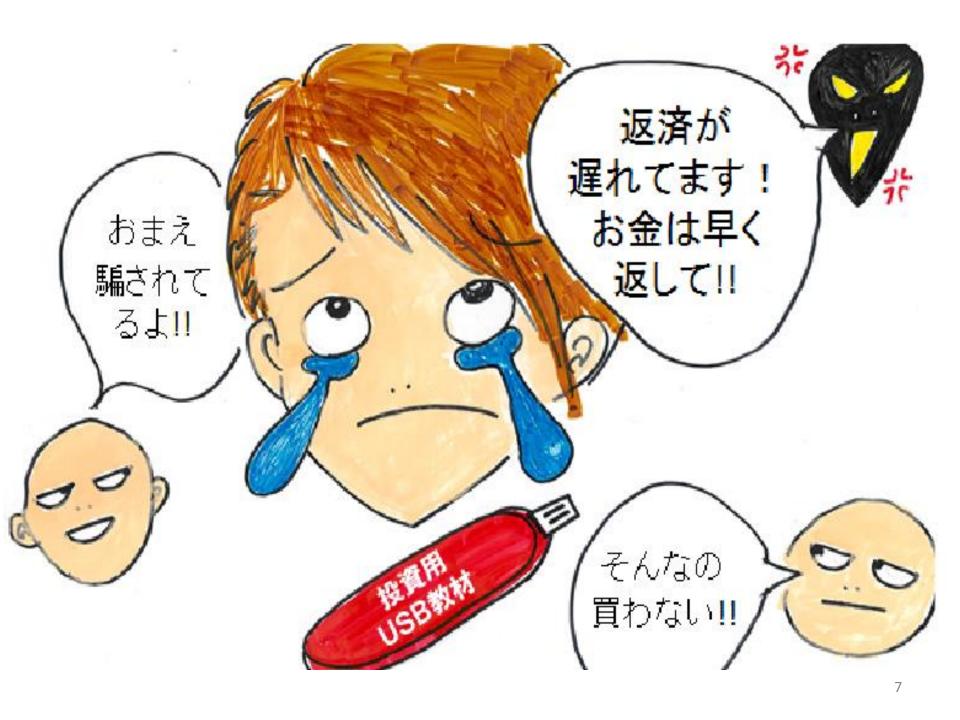




消費者金融〇〇〇ローン







マルチ商法の勧誘をきっぱり断ってみよう!

断りの 言葉



このUSB を友達 に売ると もっと儲 かるよ!

きっぱり断る勇気を持とう!

√「いいです」「今忙しいので」「お金が無いから」 など、<u>あいまいな断り方はダメ</u>。

✓遠慮せずに、はっきり、きっぱりと断りましょう。

いりません

契約しません

帰ります



- ――マルチ商法のトラブルの特徴
- ●マルチ商法は、人を誘って紹介料をもらう仕組みのため、友人間で広がります。
 - ・成人式等で高校や中学の同級生からの勧誘。
 - ・大学のサークル内での勧誘。
 - ·SNSで知り合った人からの勧誘。
- 借金をして支払った後で事業者と連絡が取れなくなり、借金だけが残ってしまう。
- ●友達を勧誘すると友人関係が壊れる上、 自分が「加害者」になってしまう。
- ●心配した家族からの相談が多い。

マルチ商法被害に遭わないために

- 「儲かるから」「すぐに返済できる」と言われても、安易に借金をしない!
- ●友達だからこそ、きっぱりと断る!
 - →断れずに契約すると「<u>加害者」「被害者」</u>の 関係となり、かえって友人関係が壊れてしまう。
- ●マルチ商法はクーリング・オフの対象 【契約書面を受取った日を含め20日間】
 - → <u>一人で悩まず、まず消費生活センター</u> に相談を!

マルチ商法に関する注意点

- ・令和5年6月1日以降、マルチ商法(連鎖販売取引)の契約をした場合、クーリング・オフ出来るとの記載のある契約書面は、消費者の承諾があれば電子交付される場合があります。
- ●電子交付を断り、紙の契約書面を求め ることも可能です。
- 契約書面を受け取ったら、内容をよく確認しましょう。

【解説】

9 相談事例④ マルチ商法

①2頁「マルチ商法とは」

マルチ商法は、特定商取引法では「連鎖販売取引」と言い、取引形態そのものは違法ではありません。勧誘の連鎖により上位の会員にはより多くのマージン(紹介料)が入ることから、勧誘方法に問題のある悪質なマルチ商法の相談が多くなっています。

②3頁「投資用USB」

近年、特に若者の間で、<u>投資用USBなど内容がよくわからないものを対象としたマルチ商法のトラブルが多く見られます。「借金してもすぐに返せる」などと勧誘し、職業や年収など嘘の記載を促して消費者金融等から借金をさせて支払わせる手口で、実際には</u>儲からずに借金が返せないとして相談に至る事例が多くなっています。

商品の販売から期間をあけて紹介料の仕組みを示すなどの、「連鎖販売取引」の規制の枠から逃れるようとする手口(後出しマルチ)も問題となっています。

③10頁 「心配した家族からの相談が多い」

周囲からの相談の場合は事業者とのやりとり等はできませんが、一般的な助言は可能です。また、事業者や手口の情報を集積する意義もあるので、まずは相談してください。

④11頁 「クーリング・オフ」

クーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日を含めて20日間ですが、勧誘に問題があった場合や契約書面に不備がある場合などは対応できる可能性もあるので、期間を過ぎても、あきらめずに消費生活センターに相談してください。

ただし、こういった悪質なマルチ商法の場合は、契約の取り消しに応じず解決に至らないケースも多くなっています。

⑤12頁 「マルチ商法(連鎖販売取引)の契約書面の電子交付」

特定商取引法が改正され、令和5年6月1日以降、消費者が事前に承諾した場合、連鎖販売取引では、契約書面、概要書面の電子交付が可能となりました。また、電子交付の承諾を得たことを証する書類も例外的に電磁的方法により提供可能です。

契約書面の電子交付の方法とは、①メール等でのデータの送信による方法。②事業者のウェブサイト等に掲載し、消費者が閲覧出来るようにする方法。③USBフラッシュドライブ、CD-Rなどの記録媒体にデータを保存し、同媒体を交付する方法です。

契約書面の電子交付を希望しない消費者に対して、電子交付の手続きを勧める行為や電子交付ではなく紙の書面の交付をするのに費用を徴収したり、電子交付を選択した消費者にキャッシュバックすること等は禁止行為として規定されました。